

東京都板橋区東武東上線連続立体化事業基金の取扱いについて

1 基金及び特別会計設置の考え方

平成31（令和元）年度に東武東上線連続立体化事業（以下、連立事業）を円滑に推進していくためには、中・長期的な財源確保が必要不可欠であるとし、「東武東上線連続立体化事業基金（以下、基金）」を設置し、平成31年（令和元）年度に45億円を積み立てた。併せて、基金設置による財源確保とともに、「東武東上線連続立体化事業特別会計（以下、特別会計）」を設置し、国・都支出金や基金などの財源及び各事業経費を明らかにし、その経理の明確化を図ることとした。

2 不適正な取扱いの経緯

基金条例上では基金への積み立てる額は、以下のとおり「一般会計予算で定める」としている。

しかし、平成31（令和元）年度当初予算において、45億円の基金積立を行った際には、条例どおり「一般会計」として計上したが、基金利子収入の積立、基金からの繰入等を「特別会計」で予算計上し、この処理が令和3年度当初予算編成まで継続されていた。

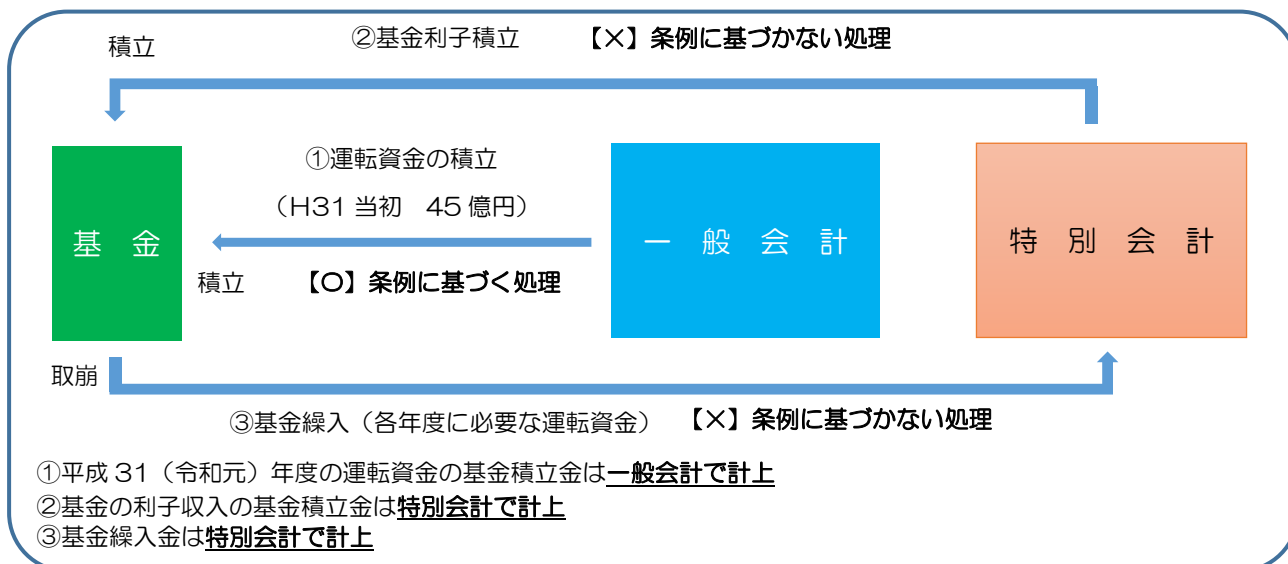
本来、基金条例においては基金積立及び基金繰入は、一般会計で計上することとされているが、現状、基金への積み立ては「特別会計」で行う予算計上となっており、条例に基づかない不適正な事務処理をしていることが、令和4年度当初予算及び令和3年度最終補正予算の編成過程において、判明した。

●現状の条例

○東京都板橋区東武東上線連続立体化事業基金条例
（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、東京都板橋区一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

●現状の予算計上方法のイメージ



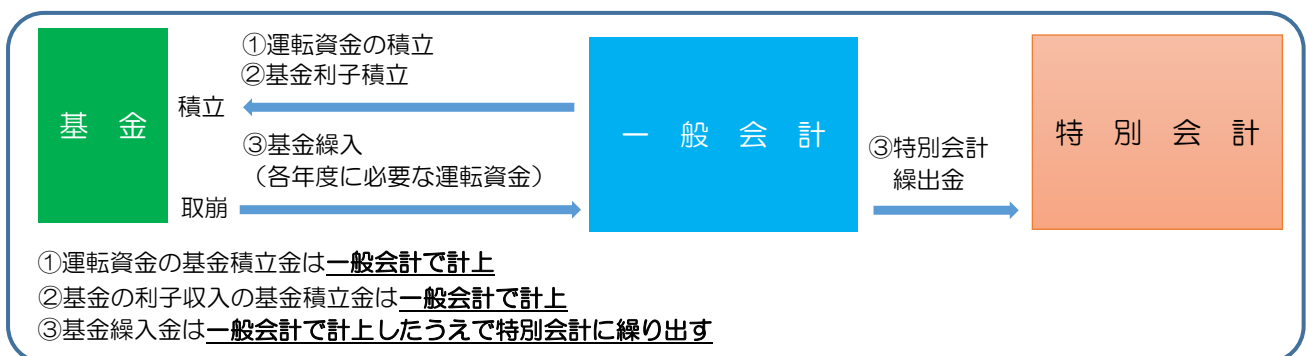
3 現行条例に基づいた予算計上方法への変更

連立事業は都市計画事業であり、東京都の都市計画交付金対象事業となるため、基金充当した額は、特別区交付金の基準財政需要額に4年にわたって算定されることとなる。そのため、特別区交付金において算定される額は、毎年度、基金に積み立て、基金残高の確保を図りながら、事業を推進していくこととしている。

このことから、基金は特別区交付金と密接に関係があるため、一般会計に設置し、特別会計において必要となる額を、毎年度、一般会計において基金から取り崩し、特別会計に繰り出すこととした。また、特別会計は連立事業の経費を明確化するために設置した経緯があり、特別会計において運転資金の積み立てを行うと、財政規模が増大し、事業経費の明確化ができず、特別会計の設置趣旨に反することになる。

このため、早急に条例に基づかない処理を是正する必要があるため、令和4年度当初予算及び令和3年度最終補正予算より、下記のとおり、現行の条例に基づき、予算計上の内容を改める。

●条例上の計上方法のイメージ



4 原因及び再発防止策

(1) 原因

平成30年度に、基金及び特別会計の設置に関する検討を行ったが、一般会計において基金への当初積立45億円を積み立て、その後は、特別会計において基金積立、基金繰入を行うものと誤認したことにより、条例に基づかない取り扱いとなってしまった。

その処理にあたっては、鉄道連続立体化の特別会計を設置している事例がなく、都市計画交付金対象事業における特別区交付金の算定額を基金へ積み立てるなど、複雑な要素も含まれている中、基本的には財政課の担当班のみでの検討にとどまり、課内全体での情報共有及び検討が不十分であった。このことから、平成31(令和元)年度当初予算編成に際して、特別会計予算と基金条例の規定との整合性の確認を行わなかったことが大きな要因である。

また、令和2年度以降、根拠条例の確認を行わず、特別会計の予算編成を継続してきており、課内全体の確認体制が不十分であったことも要因の一つと捉えている。

(2) 再発防止策

予算編成事務において、新規の基金や特別会計の設置にあたっては、一般会計と特別会計の関係性、地方自治法及び条例などの法令との適合性の確認を課内全体で行うことを徹底する。また、予算事務や関連制度の理解を十分に深め、新たな基金及び特別会計の設立の際には、そのための研修及びOJTを十分に行っていく。

今後、毎年度の財政事務において、誤りや漏れがないよう、法令・事務処理マニュアル等に基づく適正な処理がされているかを、課内全体で確認するとともに、決裁に関わる管理監督職のチェック強化を徹底する。加えて、全庁的に令和3年度から開始している「リスクマネジメント(内部統制)の推進」においても、条例などの法令と事務処理の適合性の確認を行っていく。